群馬県税務印刷物等広告掲載要領

（目的）

第１条　この要領は、群馬県（以下「県」という。）が、群馬県税務印刷物等広告掲載要綱（以下「要綱」という。）第３条第１項第６号、第３条第２項第10号、第６条及び第７条の規定に基づき、県が作成する広告媒体への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

（広告主の制限）

第２条　要綱第３条第１項第６号に規定する広告主とすることが適当でない者は次のとおりとする。

一　「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に規定する風俗営業及び類似の営業を行う者

二　「貸金業法」に定める貸金業に該当する業を行う者

三　法律に定めのない医療類似行為を行う事業者又は美容施術を行う者

四　興信所、探偵事務所又はこれに類する事業を行う者

五　債権の取立て又は示談引き受けなどをうたう事業を行う者

六　行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない者

七　前各号に掲げる者のほか、社会通念上好ましくないとされる事例が確認されるなど、広告媒体へ広告掲載することが適当でないと認められる者

（掲載内容の制限）

第３条　要綱第３条第２項第10号に規定する、広告の内容として適当でないものは次のとおりとする。

一　差別又は名誉毀損のおそれがあるもの

二　粗悪品などの不適切な商品又はサービスなどを広告するもの

三　人の健康を害する商品を広告するもの

四　業界団体の自主規制等により年齢制限が設けられているサービスなどを広告するもの

五　他をひぼう、中傷又は排斥するもの

六　非科学的な、又は迷信に類するものを根拠として提供される商品又はサービスなどを広告するもの

七　誇大な表現又は根拠のない表示などがあるもの

八　国、地方公共団体及びその他公共の機関が、広告主、商品又はサービスなどを推奨、保証又は指定しているかのような表現のあるもの

九　広告の一部若しくは全部が次の各号に掲げる内容を含むもの又は広告表現によりこれらを容易に連想させるもの

ア　暴力や犯罪を肯定し、助長するもの又はそのおそれのあるもの

イ　威迫又は脅迫しているような表現のあるもの

ウ　水着姿や裸体姿等で、広告内容に無関係で必然性のないもの又はわいせつ性若しくは性的羞恥を連想若しくは想起させるもの

エ　残酷な描写又は生命若しくは人格を軽んじるような表現のあるもの
オ　著しく射幸心を煽るもの
カ　不快感をもよおす表現のあるもの
十　前各号に掲げるもののほか、県行政の公共性又は信頼性を損なうおそれがあるなど、広告媒体へ広告掲載することが適当でないと認められるもの

（広告の規格、掲載位置）
第４条　広告の規格及び掲載位置等については、広告を掲載する広告媒体の内容、性質及び形態を考慮して、広告媒体ごとに募集要項で定めるものとする。

（広告の予定価格）
第５条　広告掲載料の予定価格は、広告媒体ごとに最低価格を事前に定めるものとする。

（募集方法）
第６条　広告主の募集方法は、公募により行う。
２　前項の公募は、群馬県ホームページに募集要項を掲載することにより行なうものとする。
３　前項の募集要項には、広告媒体の名称、内容、規格、掲載位置、数量、広告掲載期間、募集期間、応募方法及び広告掲載基準その他必要な事項を記載する。

（広告主の申込み）
第７条　前条の公募により広告を掲載しようとする広告主は、広告掲載申込書兼見積書（様式第１号）に広告原稿案を添付して、県に申し込むものとする。

（広告掲載の決定）
第８条　前条による申込みがあった場合は、募集期間終了後、要綱に定める広告審査会の審査を受け、広告掲載を決定する。
２　広告掲載の決定に当たっては、要綱及びこの要領に定めるもののほか、公共性、地域性及び見積価格を総合的に判断し、広告主を決定する。
ただし、順位の優劣を判断することができないときは、抽選により決定する。
３　県は、第１項の規定により広告掲載決定をしたときは、広告掲載決定通知書（様式第２号）又は広告不掲載決定通知書（様式第３号）により当該申込者に通知する。

（広告掲載料）
第９条　広告主は、広告掲載料を知事の指定する期日までに、県が発行する納入通知書により一括前納するものとする。

（広告原稿の作成及び提出）
第10条　広告主は、広告原稿を県の指定する期日までに、県の指定する様式で電子データにより提出するものとする。
２　前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。
３　広告原稿には、広告である旨及び広告の責任の所在を表示しなければならない。

（広告内容等の修正）
第11条　県は、広告の内容及びデザイン等が各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

（広告掲載決定の取消し）
第12条　県は、次の各号に該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告掲載決定を取り消すことができる。
一　指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
二　指定する期日までに広告原稿の提出がないとき
三　第11条の規定により広告内容の修正を広告主が行わないとき
四　広告内容等が、各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第11条の規定によっても解消できないとき
五　前各号に掲げる場合のほか、広告掲載が適切でないと県が判断したとき
２　県は、第１項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、広告掲載決定取消通知書（様式第４号）により当該広告主に通知する。
３　県は、第１項の規定により広告掲載決定を取り消したときは、広告主に対し、その賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

（広告主の責務）
第13条　広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとし、自らの責（広告の取消し又は取下げ等）による広告掲載の中止等に伴う経費を負担するものとする。

（広告掲載料の還付）
第14条　広告主の責に帰さない理由により広告掲載決定を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主に返還する。
２　第１項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

（協議）
第15条　この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

（その他）
第16条　この要領に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は別に定める。

附　則
１　この要領は、平成21年12月24日から施行する。
２　この要領の施行に伴い、群馬県自動車税納税通知書発付用封筒広告掲載要領（平成21年１月14日付け税第201－68号）は廃止する。
３　この要領は、平成26年４月１日から施行する。